

環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 23年6月6日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
鳥取県における“どんぐりの森”植林プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	鳥取県(トトリケン)		印
住所	鳥取県鳥取市東町一丁目220		
代表者氏名	平井伸治	代表者役職	鳥取県知事
担当者氏名	西村 昌教	担当者 所属部署・役職	森林・林業総室 農林技師
担当者 E-mail	masanori.nishimura@pref.tottori.jp	担当者電話番号	0857-26-7304
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	鳥取県(トトリケン)		
プロジェクト参加者名	なし		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	鳥取県(トトリケン)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	株式会社JACO CDM		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 本プロジェクトでは、放牧場跡地に広葉樹等を植林し、広葉樹林等を育成し、水源のかん養、二酸化炭素の吸収など、森林機能の増進を図るとともに、しいたけ原木の安定的な供給基地として整備する。</p> <p>【適格性基準との整合性】 条件1、条件2、条件3の基準を全て満たしている。</p> <p>【法令遵守状況】 関連する法律である、森林・林業基本法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律を遵守している。</p> <p>【採用技術】 測量器具(コンパス、巻尺、測桿、輪尺等)を用い、モニタリングを実施する。</p> <p>【モニタリング方法】 モニタリング方法ガイドラインに基づき、植林面積と地位を確定し、鳥取県収穫予想表等を使用し、吸収量を算定。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 方法論に準拠している。</p> <p>【モニタリング体制】 プロジェクト代表事業者の組織内で資料提供、調査、算定、確認等の役割分担を明確にし、モニタリングを実施する。</p> <p>【QA / QC 体制】 モニタリング研修、情報保管、データ確認、内部監査、測定機器の維持・管理について、適切に実施する。</p>
プロジェクト実施場所	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <p>鳥取県鳥取市河原町弓河内 404-9、河原町北村 891-4、891-6、891-16、891-17、891-21、891-22、891-23、891-24、892-125</p>

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

<方法論 R001・R003 のみ>		19.75ha					
プロジェクト対象面積		19.75ha					
プロジェクト期間		2010年4月1日～2013年3月31日(3年0ヶ月)					
クレジット期間		2010年4月1日～2013年3月31日					
プロジェクト計画開始 届提出日		2010年12月21日					
妥当性確認終了日		2011年3月22日					
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO ₂ ³	0	0	-104	68	293	257
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver. 1.9					
適用方法論		方法論番号	No.R.003 ver. 3.2				
		方法論名称	植林活動によるCO ₂ 吸収量の増大				
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業 者		(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)					印

³ 小数点以下は切り捨てとし、トン単位で記載してください。よって、小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なることもあり得ます。

ダブルカウントの防
止措置内容

以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】

■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています

類似制度名: _____

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由: _____

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】

□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

- 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

■ ホームページ

ホームページ URL: <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=152993>

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65557>

■ 出版物 (環境報告書/定期刊行物)

「鳥取県環境白書」、「環境にやさしい県庁率先行動計画」

□ その他 具体的に:

- 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

- 公的な報告・公表制度には参加していません。

- 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。
- 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:

- その他

具体的に:

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。
- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

備考欄

以上